

改正

平成24年11月13日教委規則第 7 号
平成25年11月15日教委規則第16号
平成26年12月24日教委規則第 7 号
平成27年 3 月30日教委規則第 9 号
平成28年 3 月31日教委規則第 3 号
平成30年 9 月 1 日教委規則第10号
平成31年 3 月29日教委規則第 8 号
令和元年10月 1 日教委規則第 4 号
令和 2 年10月 1 日教委規則第16号
令和 2 年12月22日教委規則第18号
令和 2 年12月23日教委規則第19号
令和 3 年 5 月19日教委規則第 8 号
令和 3 年 8 月19日教委規則第11号
令和 3 年11月24日教委規則第14号
令和 4 年 5 月19日教委規則第 6 号
令和 5 年 6 月13日教委規則第 6 号
令和 5 年 7 月31日教委規則第 7 号
令和 5 年 8 月31日教委規則第 8 号
令和 6 年 7 月 2 日教委規則第 4 号
令和 7 年 9 月 1 日教委規則第13号
令和 8 年 4 月24日教委規則第 7 号

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、奈良市放課後児童健全育成事業施設条例（平成15年奈良市条例第 9 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開所時間及び休所日)

第 2 条 バンビーホームの開所時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要がある

と認める場合は、臨時に開所時間を変更することがある。

(1) 通常保育

ア 小学校の授業のある日 放課後から午後5時まで

イ 小学校の授業のない日 午前8時から午後5時まで

(2) 延長保育 午後5時から午後7時まで

2 バンビーホームの休所日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、臨時に休所することがある。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

(定員)

第3条 バンビーホームの定員は、別表のとおりとする。

(入所承認等の申請)

第4条 条例第4条第1項前段の規定による入所又は転所の承認を受けようとする者（当該承認を受けようとする際、同時に、同項後段の延長保育の利用の承認を受けようとするものを含む。）は、奈良市バンビーホーム入所（転所）承認申請書（別記第1号様式。以下「入所等承認申請書」という。）により教育委員会に申請しなければならない。

2 第5項に規定する入所又は転所の承認の通知を受けた日以後に、延長保育の利用の承認を受けようとする者は、奈良市バンビーホーム延長保育利用申請書（別記第2号様式。以下「延長保育利用申請書」という。）により教育委員会に申請しなければならない。

3 第1項に規定する入所の申請は毎年度行わなければならない。

4 前3項の申請をするときは、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、教育委員会が特に必要がないと認める場合は、この限りではない。

(1) 就労証明書、医師の診断書その他バンビーホームの利用時間において児童を監護できないことを証明する書類

(2) 通所経路図

(3) その他教育委員会が必要と認める書類

5 教育委員会は、第1項及び第2項の申請があった場合は、当該申請に係る審査を行い、申請者に対し速やかにその結果を通知するものとする。

(児童育成料の納付)

第5条 児童育成料は、月を単位として徴収するものとし、児童育成料納入通知書（別記第3号様式）により当該月分をその月の26日までに納入しなければならない。ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日に納入しなければならない。

（実費負担）

第5条の2 バンビーホームに入所している児童の保護者は、児童育成料のほか、バンビーホームの活動上必要と認められる経費の実費を負担するものとする。

2 前項の実費は、奈良市バンビーホーム実費納入通知書（別記第3号様式の2）により納入しなければならない。

（児童育成料の減免）

第6条 条例第7条の規定により児童育成料を減免する場合及びその減免の率は、次に定めるとおりとする。

（1） 児童の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯である場合 100分の100

（2） 児童の属する世帯が当該年度分（当該年度分の課税関係が判明しない期間は、前年度分）の市町村民税非課税世帯（寡婦（寡夫）控除の適用を受けるものとみなした場合に市町村民税が非課税となる婚姻歴のない母又は父が属する世帯を含む。）である場合 100分の100

（3） 児童の保護者が災害その他の特別の事情により児童育成料の納付が困難であると教育委員会が認めた場合 教育委員会が定める率

2 条例第7条の規定による児童育成料の減免を受けようとする保護者は、奈良市バンビーホーム児童育成料減免申請書（別記第4号様式）に、減免の理由を証する書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。ただし、減免の理由となる事実が市の公簿等により確認できるときは、その添付書類を省略することができる。

3 前項の申請があった場合は、教育委員会はその内容を審査し、申請者に対し速やかにその結果を通知するものとする。

（届出）

第7条 バンビーホームに入所している児童の保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる届により、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(1) 退所するとき 奈良市バンビーホーム退所届 (別記第 5 号様式)

(2) 入所等承認申請書又は延長保育利用申請書の内容に変更が生じたとき、又は延長保育の利用を中止するとき 奈良市バンビーホーム利用申込内容変更及び延長保育利用中止届 (別記第 6 号様式)

2 前項第 2 号の届には、教育委員会が必要と認める変更の内容を証する書類を添えなければならない。

(放課後児童支援員)

第 8 条 バンビーホームに、放課後児童支援員を置く。

(補則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、バンビーホームの管理に関し必要な事項は、その都度教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年 5 月 8 日から施行する。

(適用区分)

2 この規則は、平成24年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成24年11月13日教委規則第 7 号)

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成25年11月15日教委規則第16号)

この規則は、平成26年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成26年12月24日教委規則第 7 号)

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年 3 月30日教委規則第 9 号)

改正

令和元年10月 1 日教委規則第 4 号

(施行期日)

1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において現に存するバンビーホームについては、令和 2 年 3 月31日

までの間、この規則による改正後の奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則第3条及び別表の規定は、適用しないことができる。

附 則（平成28年3月31日教委規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月1日教委規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成31年3月29日教委規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和元年10月1日教委規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則別記第1号様式、第2号様式及び第7号様式の規定は、令和2年4月1日以降の入所から適用する。
- 3 この規則の施行の際、現に第1条の規定による改正前の奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和2年10月1日教委規則第16号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則第4条第1項及び別記第1号様式の規定は、令和3年度の入所承認等の申請について適用し、令和2年度の入所承認等の申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則別記第1号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和2年12月22日教委規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月23日教委規則第19号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和3年5月19日教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年8月19日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年11月24日教委規則第14号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表登美ヶ丘バンビーホームの項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年5月19日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年6月13日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年7月31日教委規則第7号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則第4条及び第7条並びに別記第1号様式、第2号様式及び第6号様式の規定は、令和6年度の入所承認等の申請について適用し、令和5年度の入所承認等の申請については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則別記第1号様式、第2号様式、第6号様式及び第7号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和5年8月31日教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年7月2日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年9月1日教委規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年4月24日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

名称	定員
飛鳥バンビーホーム	225人
済美バンビーホーム	160人
佐保バンビーホーム	76人
鼓阪バンビーホーム	38人
大宮バンビーホーム	116人
東市バンビーホーム	32人
鶴舞バンビーホーム	132人
伏見バンビーホーム	224人
都跡バンビーホーム	138人
平城バンビーホーム	153人
富雄北バンビーホーム	183人
鳥見バンビーホーム	193人
辰市バンビーホーム	64人

六条バンビーホーム	129人
登美ヶ丘バンビーホーム	107人
大安寺バンビーホーム	81人
西大寺北バンビーホーム	157人
明治バンビーホーム	127人
青和バンビーホーム	86人
ならやまバンビーホーム	88人
大安寺西バンビーホーム	141人
朱雀バンビーホーム	116人
三碓バンビーホーム	146人
済美南バンビーホーム	57人
あやめ池バンビーホーム	158人
伏見南バンビーホーム	125人
平城西バンビーホーム	71人
鼓阪北バンビーホーム	88人
佐保台バンビーホーム	112人
富雄第三バンビーホーム	80人
二名バンビーホーム	117人
佐保川バンビーホーム	150人
椿井バンビーホーム	122人
左京バンビーホーム	127人
富雄南バンビーホーム	96人
東登美ヶ丘バンビーホーム	147人
帯解バンビーホーム	69人
都祁バンビーホーム	83人
田原バンビーホーム	39人
柳生バンビーホーム	57人
興東バンビーホーム	36人
月ヶ瀬バンビーホーム	45人

別記

第 1 号様式（第 4 条関係）

奈良市バンビーホーム入所(転所)承認申請書

(宛先)奈良市教育委員会

申請者	住所		申請日	
	氏名		自宅電話番号	
			携帯電話番号	

ふりがな		学校名		学年	
児童氏名		生年月日		性別	
		入所を希望するバンビーホーム			
就学前状況		入所中のバンビーホーム(転所の場合)			

住所 ※申請者と異なる場合			
児童の バンビーホーム利用状況			
利用する曜日		利用開始月	
延長利用		延長 利用開始月	
口座振替方法			

児童の健康・発達状況等								
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--

保護者・同居人等家族状況 (申請者含む)	児童との続柄	氏 名	年齢	勤務先(学校等)の名称	日中連絡可能な電話番号	緊急連絡時の 優先順位	バンビーホーム 利用児童	申請理由
別居家族等の 送迎者の連絡先								

第2号様式（第4条関係）

奈良市バンビーホーム延長保育利用申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市教育委員会

申請者 住所
氏名
電話

次のとおり、バンビーホームの延長保育を利用したいので申請します。

利用中のバンビーホーム名		
ふりがな		学 年
児 童 氏 名		年
申 請 理 由		
利用希望開始月（希望する月を記入してください。ただし、希望月から利用できるとは限りません）	年	月

第3号様式（第5条関係）

児童育成料領収済通知書(奈良市) (公)

口座番号		加入者名 奈良市会計管理署	
合 計			
納 期 限			
納入義務者			通知書番号
児 童 氏 名			施設番号
		領収日付印	
上記のとおり領収しました。 (宛先)奈良市会計管理署		奈良市保育	

児童育成料納入書(奈良市) (公)

口座番号		加入者名 奈良市会計管理署	
合 計			
納入義務者			
児 童 氏 名			
納 期 限			
通知書番号			
施設番号	領収日付印		
(金融機関等保管)			

児童育成料納入通知書兼領収証書(奈良市) (公)

口座番号		加入者名 奈良市会計管理署	
納入義務者住所・氏名			
合 計			
児 童 氏 名			
通知書番号			納 期 限
施設番号			領収日付印
上記のとおり納入してください。		奈良市教育委員会	
		(収入印紙不要)	
(納入義務者保管)			

第3号様式の2（第5条の2関係）
奈良市バンビーホーム実費領収済通知書 公

口座番号		加入者名 奈良市会計管理者	
合 計			
納 期 限			
納入義務者		通知書番号	
児童氏名		施設番号	
		領収日付印	
上記のとおり領収しました。 (宛先)奈良市会計管理者		金融機関 とらま とめ	
(奈良市保管)			

奈良市バンビーホーム実費納入書 公

口座番号		加入者名 奈良市会計管理者	
合 計			
納入義務者			
児童氏名			
納 期 限			
通知書番号			
施設番号			
		領収日付印	
(金融機関等保管)			

奈良市バンビーホーム実費納入通知書兼領収証書 公

口座番号		加入者名 奈良市会計管理者	
納入義務者住所・氏名			
合 計			
児童氏名			
通知書番号		納 期 限	
施設番号			
上記のとおり納入してください。		領収日付印	
奈良市教育委員会			
(収入印紙不要)			
(納入義務者保管)			

第4号様式（第6条関係）

奈良市バンビーホーム児童育成料減免申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市教育委員会

申請者 住所

氏名

電話

次のとおり、バンビーホームの児童育成料の減免を受けたいので申請します。なお、減免認定のために必要があるときは、生活保護若しくは中国残留邦人等支援給付の有無又は世帯の所得の状況について教育委員会が調査することを承諾します。

バンビーホーム名			
児 童 氏 名		学 年	
		年	
		年	
減免理由		添付書類	
1 生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている世帯		1 生活保護証明書又は中国残留邦人等支援給付に係る証明書	
2 市民税非課税世帯		2 市民税非課税証明書	
3 その他 (理由を詳しく記入してください。)		3 その他 (書類名を記入してください。)	

奈良市バンビーホーム退所届

(宛先) 奈良市教育委員会

届出者 住所
氏名
電話

次のとおり、バンビーホームを退所したいので届け出ます。

バンビーホーム名	
ふ り が な	
児 童 氏 名	
学 校 名 ・ 学 年	小学校 年
退 所 年 月 日	年 月 日
退 所 理 由	

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

奈良市バンビーホーム利用申込内容変更及び延長保育利用中止届

（宛先）奈良市教育委員会

届出者 住所
氏名
電話

次のとおり変更がありましたので届け出ます。

バンビーホーム名			
児童氏名(ふりがな)	学 年	児童氏名(ふりがな)	学 年
	年		年
	年		年
変更事項	変 更 前		変 更 後
氏 名	児童： 保護者：		児童： 保護者：
住 所			
電話番号			
勤務先 (保護者名)			
振込口座			
入所要件			
その他			
変更理由			
変更年月日	年 月 日		

延長保育利用 の中止	(中止する児童の氏名)	利用中止月
---------------	-------------	-------